

				年度末(3月末)の状況		
番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	市民生活部	生活環境課	太陽光発電設備について	石島谷のシンボリックな戸塚森の南側傾斜地に大規模太陽光発電設備が造られたが、発電設備設置場所の山林開発にはどのような開発規制や設置基準があるのか伺う。 また、太陽光発電のソーラーパネルは多くの一般住宅にも普及が進み利用されており、好地振興センターでもソーラーパネルを設置し発電して活用している。 問題としては、住宅地周辺地域に造られた野立ての太陽光発電設備で、例えば、太陽光パネルからの反射光や反射熱が周囲の家に影響が及ぶことや、設置者の管理不足により発電所の敷地内の雑草が伸び放題となり、害虫の発生やタヌキやヘビなどの動物の住処となってしまう景観の悪化も懸念されている。 さらに、太陽光パネルの存在で周辺地域の環境が変わり、新たな住宅の建設が手控えられる可能性もあるので、問題解決のために、住宅地においては野立ての太陽光発電設備の設置に対して規制できないか伺う。	太陽光発電を含む再生可能エネルギーは、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故をきっかけに、エネルギーの安定的供給や地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの重要性が認識され、自然エネルギーを活用した電力供給を増やすため、経済産業省が固定価格買取制度を導入し推進しているもの。令和7年2月に策定された第7次エネルギー基本計画においても、電力供給の中心的な役割を再生可能エネルギーに担わせる方向性が打ち出されている。このような経緯で、全国各地で事業者を初め、個人や自治体による導入が進められているものである。 なお、環境省も地球温暖化対策計画において、最大限活用するという対策を示している。 再エネ事業自体について許可・不許可をするような法律はなく、関係法令を順守すれば規制はできない。順守すべき内容や、許可・届出等の手続きは関係法令ごとの法目的に応じて定められており、関係機関も事業用地の属性や事業規模によって異なっている。なお、国の再エネ交付金を受ける場合には、経済産業省が定める事業計画策定ガイドラインや説明会及び事前周知措置実施ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドラインに則って計画を策定し、同省の認定を受ける必要がある。 一般的に山林開発に関係する法令としては森林法や自然保護法、若手県自然環境保全条例などがある。森林法施行令では1ha(太陽光発電設備の設置はR54月からは0.5ha)を超える面積の森林を開発しようとするときは県知事の許可を受けることとされており、戸塚森の太陽光発電による開発については当該基準を超えることから当該法律に則り事業者が県へ手続きを行い、県の許可が下りている。なお、県の林地開発許可制度実施要綱において「市町村長と公営の防止等を内容とする協定を締結すること」とされていることから事業者と市が協定を締結したほか、戸塚地区の土地所有者などからなる戸塚太陽光公害対策委員会が、地元住民からの要望により事業者と別途協定を締結しているが、県が開発許可の中で付した条件では、両協定を遵守することとされている。協定の内容としては、水質汚濁や反射光、騒音・振動などに起因する公害について関係法令の規定により必要な防止措置を事業者が講ずることや、残地森林の保全などが盛り込まれている。加えて土壌汚染対策法で3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は市へ届出が必要であり、これに該当することから市に事業者から届出がなされている。 なお、法令ではないが、環境省は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」において、立地場所や周辺環境の条件に応じた設計段階の環境配慮のポイントを示しており、この中には反射光に関する項目もあることから、参考として事業を進めることになる。 太陽光発電導入に当たっては、再生可能エネルギーの普及を進めるため、2012年に国が固定価格買取制度を創設して以来導入が急速に進み、それに伴い、一部地域では災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化していることから、国においても令和4年度に「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」で対応を検討し、これを受けて太陽光発電に係る林地開発許可は2023年4月に許可が必要となる事業の基準について「1haを超えるもの」から「0.5haを超えるもの」へ引き下げが行われている。 太陽光発電の設置を規制する場合、事業の起案そのものを制限することに繋がることに加え、財産権の観点からも土地を再生可能エネルギー発電事業に活用することが制限されることになることともに、当該土地所有者等の権利を過度に制限するものとなる恐れがあり、難しいと考えられるが、市では再生可能エネルギー事業と地域の共生に関する条例の制定を検討した経緯がある。しかし、国においても再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方について検討しており、国によって法整備など何らかの規制がなされる可能性があったことから、国や県の動向を注視するため制定を見送っており、現状としては条例案の見直しも踏まえ、環境の専門家の意見も伺いながら自治体の事例などの情報収集を行っているところである。今般、本年9月24日に政府が発した地域との共生に向けた対応を検討する関係各省連絡会議では、設置を抑制するための対応を検討する方針とのことで、国において規制強化を含めた協議がなされる見通しであることから、今後も情報収集に努めていくとともに、事業者から相談を受ける都度、雨落が予想される急傾斜地のような生命に危険が及ぶ地域や、保護すべき自然があるエリアなどについては、導入に当たって適正な配慮がなされるように促していく。	当日の発言により回答済み
2	市民生活部	生活環境課	太陽光発電設備について	石島谷17区の住宅地に太陽光発電設備があるが、住宅用土地の売買の話が出たときに接道する道路幅員が狭いために買い手がつかず、太陽光パネルが設置された。 その後市道改良工事により幅員4mの道路となり、現在は住宅が建設されているが、太陽光パネルがあるため買い手がつかないという場所もある。 太陽光パネルを管理している方は近隣の方ではない。草刈も年に1回だけ設備の周りを刈るだけで、道路付近は実施せず、また集草もしない。 住宅地への太陽光パネルの設置について条例で制限できないものか。	国では東日本大震災を踏まえ、電源確保の観点から再生可能エネルギーの普及を促進するという姿勢であったが、それによって生じる無秩序な開発に対する法整備等が不十分な状況であることは認識している。 全国的には、独自の条例で規制している都道府県や市町村もあるが、財産権を侵害してしまうのではないかと懸念があり国でもなかなか踏み込めない状況である。そのうえで散て、条例制定している場合もあるので、そういった状況を注視している。国では、これまでの設置を促進するという姿勢から、規制を強めていく姿勢に変わるのではないかと情報もある。 経済産業省では太陽光発電についての交付金制度があり、交付のための認定を受けた事業のリストも公開されている。好地地区では10件ほど掲載されているが、認定を受けずに設置している事業者もある。認定を受けるにあたり、経済産業省のガイドラインに沿う必要がある。 草刈りなどの地域貢献を約束して設置している場合もある。どこまで市で踏み込めるかが課題だが、現在、情報収集している状況である。	当日の発言により回答済み
3	市民生活部 農林部	生活環境課 農政課	太陽光発電設備について	財産権があるので規制が難しいという話はわかるが、住宅地の周辺や、農地転用の許可を取っていると思うが農業振興地域の規制があるところにも、太陽光発電の設置が見受けられる。 まだ計画段階で事業認可となっていないが、園場整備事業が計画されているところにも、太陽光発電設置されているところもある。そうするとその事業に影響しかねない。 太陽光発電自体は重要なことだと思うが、今はチラシなどで太陽光発電の設置の勧誘もあり、農家を辞めたいと考えている人が太陽光発電を設置するというような傾向があるようだ。市で条例を一時的なことあると思うことだが、設置していいところと、好ましくないところを市で指導できないだろうかと思っているが難しいものか。	【市民生活部長】 農地に太陽光発電を設置する場合、市から指導ができないかという意見だが、農地転用等の指導はできるが設置自体は指導できない状況である。 全国の条例を制定している都道府県や市町村では、雨落が予想される急傾斜地や、自然保護が必要な地域は抑制とし、設置する面積があまりにも大きい場合には禁止するとしている事例がある。市でも検討した経緯があるが、先行事例を参考に考えていくことになる。 国でも、設置を抑制するための検討をする方針であることから、国の動向を見つづ、市でも考え方をまとめていきたいと思う。 【八重樫副市長】 住宅地隣接の場所にソーラーパネルが設置されている事案については、石島谷だけではなく、全国的にある。国においても様々な地域の課題について把握し、規制の方向づけについても検討している。一度条例化についても検討した経緯はあるが、国の動きも見ながら考えていきたいと思う。 市の農業委員会事務局に提出された農地転用の許可申請の中には、ソーラーパネルを設置したいというものもある。農業振興地域内の農用地区域内農地の場合、原則転用は不許可となる。農用地区域外の農地を別の農業以外に使う場合は転用許可の申請が必要で、それを認める手続きをするため、どこにどのようなソーラーパネルが設置されているかを市でも把握している。そういった中で、営農しながら並行して太陽光発電を行うという仕組みもあり、ソーラーパネルを建てて、パネルの下部に何か作物をつけるというものもあるようで、再生可能エネルギーを確保するために業者も様々考えているのだろうと思う。 先ほど好地地区の園場整備の計画があるお話があったが、まだ準備段階である。将来、園場整備がされるということをご理解いただいた上で、整備されるまで時間がかかると思うので、その間に地域でも農家の方と話題を共有しながら考えていただければいいと思う。 草が伸びて困っているということについては、地権者が土地を貸している場合や、あるいは土地を業者の方に譲って地権者が変わっているという場合もあるが、発電設備の多くは設置管理者の表示があり、電話番号などが書いてあり連絡できるようになっていると思うので業者の方にお伝えいただいて、対応していただければと思う。	【生活環境課】 当日の発言により回答済み 【農政課】 農地に太陽光発電設備を設置するには、原則として農地法に基づく「農地転用許可」が必要となる。無許可で設置された場合は農業委員会や市が是正指導を行い、必要に応じて撤去や原状回復を求める行政措置を行う。農業振興地域内の農用地区域(いわゆる農振青地)に指定された土地は、原則として将来的に農地として利用することが予定されているため、農地転用に対する規制がある。特に農業生産基盤整備事業の対象地や10ha以上の集約的農用地は保全優先度が高く、転用は制限される。こうした区域での無許可設置には強い是正措置が期待できるが、既に許可を得ているケースでは対応が難しい。なお、市で把握している太陽光発電施設関連の違反転用は5件あり、うち4件については勧告を行っている。
4	地域振興部	地域づくり課	花巻市から各行政区長への伝達の効率化について	市から行政区長への伝達方法として、固定電話や携帯電話に連絡がくるが、電話に出られなかった時に着信履歴を見て何処の部署からなのか、また、担当者は誰なのかわからない事がある。 市との伝達方法のひとつとして、メールの利用について伺いたい。 メールでの配信を希望する各行政区長はメールアドレス等を届け出て市に登録し、メールでの配信が利用できれば、どの部署の誰からなのか明確に分かるようになり、区長からの返信連絡もできるようになると思う。	市から行政区長への連絡、または急を要する伝達方法として、固定電話や携帯電話での連絡を基本としており、不在、または電話に出られない場合は留守番電話にメッセージを残すこととしている。 テーマのご説明でもあったメールでの配信については、現在行政区長のメールアドレスを把握していないことから、令和8年4月の区長改選に伴い各行政区から行政区長の推薦書を提出していただく際、その推薦書に新たな行政区長の電話番号や携帯電話番号のほか、メールアドレスを記載していただくことを予定しており、今期中にメールでの連絡を希望される場合は申し出願う。 今後、連絡をする内容や緊急度合によっては、固定電話や携帯電話での連絡が基本と考えているが、急を要しない連絡などはご要望のメールでの連絡手段で対応したい。	市から行政区長への連絡、または急を要する伝達方法として、固定電話や携帯電話での連絡を基本としており、不在、または電話に出られない場合は留守番電話にメッセージを残すこととしている。 テーマのご説明でもあったメールでの配信については、現在行政区長のメールアドレスを把握していないことから、令和8年4月の区長改選に伴い各行政区から行政区長の推薦書を提出していただく際、その推薦書に新たな行政区長の電話番号や携帯電話番号のほか、メールアドレスを記載していただくことを予定しており、今期中にメールでの連絡を希望される場合は申し出願う。 今後、連絡をする内容や緊急度合によっては、固定電話や携帯電話での連絡が基本と考えているが、急を要しない連絡などはご要望のメールでの連絡手段で対応したい。
5	地域振興部 石島谷総合支所	地域づくり課 市民サービス課	花巻市から各行政区長への伝達の効率化について	花巻市の各部署に専用の電話回線があると思うが、私のところに代表電話の番号から着信があった。確認のため折り返し電話しても電話交換の方は「どの部署でしょうか」と逆に聞かれる。 日中家に居ないことは伝えられているため、携帯電話に3、4回着信があると急用ではないかと思い仕事中心に気がなってしまう。 そのため、代表電話ではなく各部署の番号からかけてほしい。あるいは予算の関係もあるかと思うが、各部署で携帯電話を1個持てば、そこからショートメールでできるのではないかと思う。 市民総参加早期一斉清掃の報告がFAXになっている。固定電話を持ってない人も増えており、私もFAXをあまり使用しないので、ホームページとかに報告が出来るようにするなど、効率的な業務ができるようにしていただければと思う。	【地域振興部長】 各係に専用の番号はあるが、部長や課長などには専用の番号がないため、そこから電話をかけた可能性があると考えられる。 【八重樫副市長】 ご迷惑をおかけし本当に申し訳ないとお話を伺った。確かに1日のうちに何度も電話があれば気になると思う。 担当係ごとに専用の電話があるが1回線であるため、多くの区長に係員が分担してかけなければならない場合、代表電話からかけた可能性がある。 今日のお話については、庁内で共有をして対応を検討させていただきたいと思う。 【石島谷市民サービス課確認】 市民総参加早期一斉清掃の実施報告書の提出については、実施要領により窓口、FAX、電子メール又は郵送(元払)のいずれかの方法でお願いしている。	【地域づくり課】 各係に専用の番号はあるが、部長や課長などには専用の番号がないため、そこから電話をかけた可能性があると考えられる。 ご迷惑をおかけし本当に申し訳ないとお話を伺った。確かに1日のうちに何度も電話があれば気になると思う。 担当係ごとに専用の電話があるが1回線であるため、多くの区長に係員が分担してかけなければならない場合、代表電話からかけた可能性がある。 今日のお話については、庁内で共有をして対応を検討させていただきたいと思う。 【石島谷市民サービス課】 市民総参加早期一斉清掃の実施報告書の提出については、実施要領により窓口、FAX、電子メール又は郵送(元払)のいずれかの方法でお願いしている。

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
6	教育部	教育企画課	石島谷地域小学校教育環境整備に向けた動きについて		石島谷地域の小学校の統合について、現在の動きを教育委員会からこれまでの経緯も含めて出来るだけ詳しく説明させていただく。 まず、市内全域における児童数の減少はもとより、石島谷地域の各小学校の児童数も減少の一途をたどっている状況の中で、令和4年度に新堀小学校にて複式学級が発生した。それから、八重畑小学校においても、今後更なる小規模化が予想されていることから、まずは学校に通う児童の直接的な関係者ともいえる保護者の御意見を優先したいという教育委員会の考えのもと、石島谷地域のそれぞれの学校における今後の教育環境を考えていただくために、まずは令和4年11月に新堀小学校の保護者の方々を対象とした教育懇談会を始め、そのほかの石島谷地域の小学校の保護者、更には石島谷町保育施設保護者会連合会の役員会の方々にも入っていただいた上で、この懇談会を行い、これまでに10回開催した。この懇談会の中で、まず花巻市立小中学校における適正規模適正配置に関する基本方針の内容や今後の児童数の見込み、小規模の学校のメリットやデメリット等の話もさせていただいた。 小規模化のメリットをいくつか挙げると、個に応じたきめ細かな指導が行いやすい、個々の児童の活躍の場を多く設定できる、人間関係が深まりやすい、異学年間の縦の交流が生まれやすい、保護者や地域との連携が図りやすい、という点がある。一方で、小規模化のデメリットは、学校で進めている協働的な学習活動が難しくなる。集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少なくなる。体育や音楽などの集団的な授業・学校行事で種目等の制限が出てしまう。生徒指導において人間関係が固定される可能性がある。教職員の配置が減少し学校運営に支障をきたす可能性がある。PTA活動の保護者1人あたりの負担が大きくなりやすい、という点があることについて説明をさせていただくところである。 令和4年度から、開催してきた石島谷地域での教育懇談会のいずれにおいても、統合する方向での御意見が多かったところであり、各校の保護者が検討した学校統合の方向性の意向を確認するために、今年の1月16日に石島谷地域4小学校の統合に向けた各校PTAの打ち合わせを実施し、各校PTAの代表の方々に御集まりいただき、学校統合への意見を伺ったところ、学校がなくなるのは寂しいことであると思われ、苦渋の選択であったとは思いますが、いずれも石島谷地域4小学校を統合するというところで、このPTAの代表の方々と打ち合わせの中では意見が一致した。 学校教育法の改正により、現在は小学校6年、中学校3年の6・3制の学校のほかに、義務教育学校を含む小中一貫校を選択できるようになった。更に教育懇談会や、PTAの打ち合わせでも、小中一貫教育に関する質問・意見があり、関心も高かったため、この打ち合わせに参加したPTAの役員の方々に、学校形態に関し、まずは中学校の保護者と一緒に検討を行った上で、次に地域の方々に、説明と協議を行うという順番で行っていくことでどうかという提案をして、ご了承いただいた。このことから、中学校のPTAの役員の方々に検討に加わっていただくことを協議して、ご賛同いただいたことから、小学校、中学校のPTA役員から選出された方々で構成する検討組織を立ち上げることとした。 今年の5月27日に、各校から選出いただいた19名のうち、15名にご参加をいただき、石島谷地域学校検討会を開催して、これまでの経緯や小中一貫教育、6・3制のメリット等の概要などを説明した。そして、この検討会に参加した方からは、今後の検討会での検討内容のことや検討会の構成員について継続性を保つべきだということや、統合までの期間やスケジュール、学校の設置場所などに関して、質問やご意見をいただいたところである。 今後においては、質問やご意見をいただいたことと、学校形態に関する理解を深めていただき、石島谷地域の小・中学校をこれまでどおりの6・3制の学校とするのがいいのか、または義務教育学校を含む小中一貫校なのか等のどのような教育環境がふさわしいかという検討をしていただくこととしている。 6月25日に、県内で小中一貫教育を実施している大畑学園、それから紫波の東学園にこの検討会のメンバーにて視察を行ったほか、7月18日には、この視察の振り返りに加え、育てたい子供の姿についてをテーマとするワークショップなども行い、まずはその保護者の皆さんで勉強会を進めている状況である。 教育委員会としては、この石島谷地域学校検討会にて、学校形態の一定の方向が出たら、改めて各小学校の保護者全体に対して、説明と協議を行い、ご了承いただいた場合には、次は石島谷地区の6つのコミュニティごとに地域の方々に御説明と協議を行う予定で考えている。 保護者や、地域の方々のご意見、ご判断を尊重しつつ、更に、施設整備も併う場合には、経費の面も考慮しながら進めていくことで考えているところである。	石島谷地域の小学校の統合について、現在の動きを教育委員会からこれまでの経緯も含めて出来るだけ詳しく説明させていただく。 まず、市内全域における児童数の減少はもとより、石島谷地域の各小学校の児童数も減少の一途をたどっている状況の中で、令和4年度に新堀小学校にて複式学級が発生した。それから、八重畑小学校においても、今後更なる小規模化が予想されていることから、まずは学校に通う児童の直接的な関係者ともいえる保護者の御意見を優先したいという教育委員会の考えのもと、石島谷地域のそれぞれの学校における今後の教育環境を考えていただくために、まずは令和4年11月に新堀小学校の保護者の方々を対象とした教育懇談会を始め、そのほかの石島谷地域の小学校の保護者、更には石島谷町保育施設保護者会連合会の役員会の方々にも入っていただいた上で、この懇談会を行い、これまでに10回開催した。この懇談会の中で、まず花巻市立小中学校における適正規模適正配置に関する基本方針の内容や今後の児童数の見込み、小規模の学校のメリットやデメリット等の話もさせていただいた。 小規模化のメリットをいくつか挙げると、個に応じたきめ細かな指導が行いやすい、個々の児童の活躍の場を多く設定できる、人間関係が深まりやすい、異学年間の縦の交流が生まれやすい、保護者や地域との連携が図りやすい、という点がある。一方で、小規模化のデメリットは、学校で進めている協働的な学習活動が難しくなる。集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少なくなる。体育や音楽などの集団的な授業・学校行事で種目等の制限が出てしまう。生徒指導において人間関係が固定される可能性がある。教職員の配置が減少し学校運営に支障をきたす可能性がある。PTA活動の保護者1人あたりの負担が大きくなりやすい、という点があることについて説明をさせていただくところである。 令和4年度から、開催してきた石島谷地域での教育懇談会のいずれにおいても、統合する方向での御意見が多かったところであり、各校の保護者が検討した学校統合の方向性の意向を確認するために、今年の1月16日に石島谷地域4小学校の統合に向けた各校PTAの打ち合わせを開催した。各小学校のPTAの代表の方々に御集まりいただき、学校統合への意見を伺ったところ、学校がなくなるのは寂しいことであると思われ、苦渋の選択であったとは思いますが、いずれも石島谷地域4小学校を統合するというところで、このPTAの代表の方々と打ち合わせの中では意見が一致した。 学校教育法の改正により、現在は小学校6年、中学校3年の6・3制の学校のほかに、義務教育学校を含む小中一貫校を選択できるようになった。更に教育懇談会や、PTAの打ち合わせでも、小中一貫教育に関する質問・意見があり、関心も高かったため、この打ち合わせに参加したPTAの役員の方々に、学校形態に関し、まずは中学校の保護者と一緒に検討を行った上で、次に地域の方々に、説明と協議を行うという順番で行っていくことでどうかという提案をして、ご了承いただいた。このことから、中学校のPTAの役員の方々に検討に加わっていただくことを協議して、ご賛同いただいたことから、小学校、中学校のPTA役員から選出された方々で構成する検討組織を立ち上げることとした。 石島谷地域4小学校PTA役員の方々に、今年5月に「石島谷地域学校検討会」を発足し、令和8年2月までに視察の実施のほか7回の検討を重ねたところである。年度末を迎えての最後の検討会では、学校形態について参加者から複数の意見をいただいたことから、検討会参加者の負担や地域の方々への早期の情報提供を考慮し、検討会を終了することとした。今後は、各地域との懇談や新たな検討組織を立ち上げ、早期に学校形態等の検討を進めていきたいと考えている。 保護者や、地域の方々のご意見、ご判断を尊重しつつ、更に、施設整備も併う場合には、経費の面も考慮しながら進めていくことで考えているところである。	完了
7	教育部	教育企画課	石島谷地域小学校教育環境整備に向けた動きについて	現在の4つの小学校の全体の人数を教えてください。 子どもが育つ環境には課題も多くあるので、例えば、学校の先生をやらせてきた方や、様々な職業・立場の方々の意見を聞いて統合問題に取り組んでいるか伺いたい。	【教育部長】 4小学校の今年度の人数について、5月1日現在で全校の児童数は、石島谷小学校が272人、新堀小学校が63人、八幡小学校が117人、八重畑小学校が76人となっている。 小学校統合の検討するにあたって、様々な方からのご意見をとうことで、特に石島谷地域の様々な方から、今後ご意見を聞きながら進めていくことになると思う。まずは保護者の方々からのご意見をまとめて、次の段階で地域の皆さんの意見、それから協議に入っていくことを考えている。保護者の方々と協議の後は、石島谷地域全体の方々のご意見もお伺いしていくということも考えている。 【教育企画課長】 今後、児童数がどのようになるか説明させていただきます。 令和13年度の石島谷小学校の児童数は208人、学級数は8クラスになる。新堀小学校は、児童数が32人、学級数が4クラスとなるため、複式学級になる。八幡小学校は、児童数が89人、学級数が1学年1クラスの6クラスになる。八重畑小学校は、児童数が43人、学級数が4クラスとなるため、複式学級が発生するという推計である。	4小学校の今年度の人数について、5月1日現在で全校の児童数は、石島谷小学校が272人、新堀小学校が63人、八幡小学校が117人、八重畑小学校が76人となっている。 小学校統合の検討するにあたって、様々な方からのご意見をとうことで、特に石島谷地域の様々な方から、今後ご意見を聞きながら進めていくことになると思う。まずは保護者の方々からのご意見をまとめて、次の段階で地域の皆さんの意見、それから協議に入っていくことを考えている。保護者の方々と協議の後は、石島谷地域全体の方々のご意見もお伺いしていくということも考えている。 今後、児童数がどのようになるか説明させていただきます。 令和13年度の石島谷小学校の児童数は208人、学級数は8クラスになる。新堀小学校は、児童数が32人、学級数が4クラスとなるため、複式学級になる。八幡小学校は、児童数が89人、学級数が1学年1クラスの6クラスになる。八重畑小学校は、児童数が43人、学級数が4クラスとなるため、複式学級が発生するという推計である。	完了
8	石島谷総合支所	地域振興課	地域づくりについて	放置された農地の草が伸びて大変なことになったり、暑くなったり寒くなったり、今後あらゆることが変わっていく。私たちが住んでいる地域がどのように変わっていくか不安である。 東日本大震災で沿岸から移住されてきた方もいて、その方がこちらに来てよかったと思える地域にしたいと考えている。 こうしたほうがよいというアイデアを市の方から頂きながら、様々なことに取り組んで行く地域でありたいと思う。良い知恵を教えてください。	先ほどのソーラーパネルの設置場所のことや、今お話しいただいた耕作していない農地で草が伸びていることなど様々な課題がある。 そういった中で、行政だけではなく地域の皆さんと一緒に地域づくりをしていただいている。市の職員も頑張っているが、職員の方だけでは足りないということもあり、やはり地域づくりは行政と皆さんがともに支え合いながらつくっていくものと考えている。 好地地区においては、まちづくり委員会が様々な行事の企画など、好地地区の皆さんに参加してもらい意見をいただけるような場面をつくっていただいている。その中で、地域における様々な話題や課題、ときには苦情をいただくというようなこともあろうかと思う。 その際は、石島谷総合支所の地域振興課や市民サービス課に共有していただきたい。時には行政の方からの提案ということもやらせていただき、地域の皆さんと一緒に地域づくりを進めていきたいと思う。	様々な課題がある中で、行政だけではなく地域の皆さんと一緒に地域づくりをしていただいている。市の職員も頑張っているが、職員の方だけでは足りないということもあり、やはり地域づくりは行政と皆さんがともに支え合いながらつくっていくものと考えている。 好地地区においては、まちづくり委員会が様々な行事の企画など、好地地区の皆さんに参加してもらい意見をいただけるような場面をつくっていただいている。その中で、地域における様々な話題や課題、ときには苦情をいただくというようなこともあろうかと思う。 その際は、石島谷総合支所の地域振興課や市民サービス課に共有していただきたい。時には行政の方からの提案ということもやらせていただき、地域の皆さんと一緒に地域づくりを進めていきたいと思う。	完了
9	教育部 大迫総合支所	教育企画課 地域振興課	県立花北青雲高校について	花北青雲高校の情報工学科が、28年度で募集停止という報道があったが、その経緯を教えてください。	花巻市内の県立高校では、花北青雲高校の情報工学科、大迫高等学校の募集停止について懸念している。 大迫高等学校は定員40人だが2年連続で20人以下になった場合、翌年度から募集を停止することとなる。地域校という配置の大迫高等学校は生徒数が少ないが、学級を分けたり、不登校傾向などがある生徒も受け入れている。県内で通信制の学校に行く生徒が大体10人に1人いると言われていて、完全に自宅で勉強する通信制の教育もあるが、集団の中で、勉強や部活動をしながらかは高校を卒業したい生徒にとって大迫高等学校は非常に大事な学校であると、県に強くお話ししている。大迫高等学校は、全国から生徒を受け入れる「地域みらい留学」に参画し、オープンスクールや東京で説明会を行い生徒を募集している。大迫高等学校がなくならないと、大迫地域にいて子どもは地域外の高校に通うことになる。まずは、21名以上の生徒を確保し高校を存続したいと思っている。 また花北青雲高校は、定員40人で現在30人と定員が割れているが、県平均よりも花巻の各県立高校の定員数の方が高いという状況を県に話している。花北青雲高校の情報工学科は、定員を割っているが、黒沢尻工業高校の方が定員を割っている。県内では普通高校を希望する傾向が強く、産業教育を行っているところでは定員を割っている状況にあり、将来的に黒沢尻工業高校と花北青雲高校を統合するということであった。県内の産業は北上に集まっており、キオクシアもあることから、黒沢尻工業高校では、半導体コースを今後作りたいという話もある。花北青雲高校は情報工学科の他にビジネス情報課、総合生活科があり連携して履修できる強みがある。花北青雲高校の情報工学科での授業内容と、黒沢尻工業高校の授業内容は少し違う。花北青雲高校の情報工学科の生徒は、県内への就職率が非常に高く、特に花巻市内の企業にとっては非常に重要な学校である。黒沢尻工業高校の生徒は国内の大きなメーカーや関東圏にあるメーカーへの就職率が高い。花北青雲高校は将来の就職先から考えても、地域のニーズが期待されている学校であると考えている。花北青雲高校の同窓会や地域の企業の方にも説明会で意見を述べていただいた。県の高校再編の担当者は、花北青雲高校の統合については時期尚早に進めるべきではないという懸念を持っていただいている。案観視はできないが、県に対しての意見や、動向を見ている。 花巻農業高校では10人以下となり前回の統合の対象になったが、宮沢賢治のゆかりのある高校であり、全国からの意見を知らせることも伝え、花巻農業高校は今も特色のある教育を受けられる高校として存続している。 県ではこれまで意見を聞き、説明会を複数行い、パブリックコメントをして県民の方々や子どもたちの意見を聞き、収集分析をしていると思う。市としては、大迫高等学校や花北青雲高校も花巻市にとって必要な高校であると、今後も県に対し要望・主張していきたい。	【教育企画課】 花巻市内の県立高校では、花北青雲高校の情報工学科、大迫高等学校の募集停止について懸念している。 大迫高等学校は定員40人だが2年連続で20人以下になった場合、翌年度から募集を停止することとなる。地域校という配置の大迫高等学校は生徒数が少ないが、学級を分けたり、不登校傾向などがある生徒も受け入れている。県内で通信制の学校に行く生徒が大体10人に1人いると言われていて、完全に自宅で勉強する通信制の教育もあるが、集団の中で、勉強や部活動をしながらかは高校を卒業したい生徒にとって大迫高等学校は非常に大事な学校であると、県に強くお話ししている。大迫高等学校は、全国から生徒を受け入れる「地域みらい留学」に参画し、オープンスクールや東京で説明会を行い生徒を募集している。大迫高等学校がなくならないと、大迫地域にいて子どもは地域外の高校に通うことになる。まずは、21名以上の生徒を確保し高校を存続したいと思っている。 また花北青雲高校は、定員40人で現在30人と定員が割れているが、県平均よりも花巻の各県立高校の定員数の方が高いという状況を県に話している。花北青雲高校の情報工学科は、定員を割っているが、黒沢尻工業高校の方が定員を割っている。県内では普通高校を希望する傾向が強く、産業教育を行っているところでは定員を割っている状況にあり、将来的に黒沢尻工業高校と花北青雲高校を統合するということであった。県内の産業は北上に集まっており、キオクシアもあることから、黒沢尻工業高校では、半導体コースを今後作りたいという話もある。花北青雲高校は情報工学科の他にビジネス情報課、総合生活科があり連携して履修できる強みがある。花北青雲高校の情報工学科の生徒は、県内への就職率が非常に高く、特に花巻市内の企業にとっては非常に重要な学校である。黒沢尻工業高校の生徒は国内の大きなメーカーや関東圏にあるメーカーへの就職率が高い。花北青雲高校は将来の就職先から考えても、地域のニーズが期待されている学校であることを説明してきた。花北青雲高校の同窓会や地域の企業の方、石島谷の地域の方にも説明会で意見を述べていただいた。 花巻農業高校では10人以下となり前回の統合の対象になったが、宮沢賢治のゆかりのある高校であり、全国からの意見を知らせることも伝え、花巻農業高校は今も特色のある教育を受けられる高校として存続している。 県ではこれまで意見を聞き、説明会を複数行い、パブリックコメントをして県民の方々や子どもたちの意見を聞き、収集分析をしていると思う。市としては、大迫高等学校や花北青雲高校も花巻市にとって必要な高校であると、今後も県に対し要望・主張していきたい。 県では、令和8年2月4日に県立高校の次期再編計画(最終案)を公表したところであり、花北青雲高等学校情報工学科を令和10年度に募集停止とする内容である。	完了
10	商工観光部	商工労政課	キオクシアについて	北上にキオクシア岩手の製造棟ができ北上には潤っているが、花巻市も何か恩恵あれば教えて欲しい。	花巻市から通える距離に大きな企業が立地されたということで、花巻市民も多く就職する可能性があり、雇用促進が図られることを期待している。 また、現在、花巻地区に産業団地を建設中である。既に流通系の企業が立地しており、これからさらに造成整備をして、新しい企業を誘致しようという取り組みを進めている。例えばキオクシアで製造されるもの、製造のために必要な物資の流通という面でも連携できるのではないかと考えている。 また、東北自動車道「花巻PAスマートインターチェンジ」が開通したことにより、利便性が高まり地域産業が発展することが期待されるので、これから活用しながら取り組んでいきたいと思う。	その際は、石島谷総合支所の地域振興課や市民サービス課に共有していただきたい。時には行政の方からの提案ということもやらせていただき、地域の皆さんと一緒に地域づくりを進めていきたいと思う。	完了
11	教育部	教育企画課	石島谷小学校の校庭について	石島谷小学校校庭の青苔の法面が落ちてきている。今の時期は葉っぱが道路に落ちて滑るし、雪解け時は道路に泥が出てくる。 枯れ木や倒木もあるが、固有種があるところらしいので木々の保護もお願いしたい。	子供たちの教育環境ということで、大事なことだと思う。 あの公園は子供たちにとって楽しい場所であるので残してあげたいと思う。 落ち葉も多く、先日は熊も通ったらしいので、後日現地確認する。	法面から道路へ流れた泥については梅雨の時期や雪解け時などに除去作業を実施しており、落ち葉については可能な範囲で清掃を行うなど維持管理に努めている。また、現地確認時には枯れ木や倒木は特に認められなかった。 なお、校庭や青苔台に「固有種」の樹木が存在しているか小学校関係者に確認したものの、詳細は不明であるが、引き続き適切に維持管理を進めていく。	完了